

災害時における避難所施設利用に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と瀬詰老人会館管理者（以下「乙」という。）は、吉野川市内で発生した大規模な災害時において、又は発生する恐れがあるときに緊急避難施設として乙の所有する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設を、避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用者）

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、風水害により家屋の浸水、災害により家屋の倒壊を受けた市民、または被害を受ける恐れのある市民とする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し避難所を開設する必要が生じた場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第2号様式）又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙が承諾した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、速やかに甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

4 必要に応じて甲は、日常生活用品、食料及び医療品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲乙協議のうえ甲が負担するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合はこの限りではない。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に避難所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所の終了）

第8条 甲は、乙が管理する施設について避難所として利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、甲及び乙いずれからも異議の申し出がない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市長

川奥田哲哉



乙 瀬詰老人会館管理者

山水会瀬詰第1クラブ

会長

森中武



山水会瀬詰第2クラブ

会長

明石康平

